

沖縄県後期高齢者医療制度 被保険者の皆様へ

令和8年8月1日以降の取扱いについてのお知らせ

令和8年8月1日時点で ◎84歳以下の

マイナ保険証（健康保険証として利用登録したマイナンバーカード）をお持ちのみなさまへ

マイナ保険証をお持ちの84歳以下の被保険者の皆様へはお住まいの市町村から令和8年7月中に「資格情報のお知らせ」をお届けします。※「資格情報のお知らせ」のみでは、病院等の受診はできませんのでご注意ください。

お医者さんにかかるときは、「マイナ保険証」を利用してください。

マイナ保険証の読み取りができない場合は、

- ① スマートフォンの資格情報画面とマイナ保険証を窓口で提示する
 - ② 資格情報のお知らせとマイナ保険証を窓口で提示する
- ① ・ ② のいずれかで受診することができます。

マイナ保険証での受診が困難な方へ(資格確認書の申請)

マイナ保険証をお持ちの方でも以下の場合、資格確認書の交付を受けることができます。

- マイナンバーカードを紛失した方、更新中の方
- 介助者等の第三者が本人に同行して本人の資格確認を補助する必要がある場合などマイナ保険証での受診が難しくなった方(高齢者、障害者等)

上記の理由により、資格確認書の交付が必要な方は、お住まいの市町村の窓口で申請して下さい。

マイナ保険証の利用登録解除について

マイナ保険証の利用登録解除を希望される場合は、お住まいの市町村で申請してください。

利用登録を解除された方へは、資格確認書を交付いたします。

令和8年8月1日時点で ◎85歳以上のみなさまへ

85歳以上の被保険者のみなさまへは、マイナ保険証の有無にかかわらず、お住まいの市町村から令和8年7月中に手続き無しで

「資格確認書」をお届けします。「資格確認書」か「マイナ保険証」を病院等の窓口で提示することで、これまでどおり一定の窓口負担で受診することができます。

令和8年8月1日時点で ◎84歳以下の

マイナ保険証（健康保険証として利用登録したマイナンバーカード）をお持ちでないみなさまへ

マイナ保険証をお持ちでない84歳以下の被保険者の皆様へはお住まいの市町村から令和8年7月中に申請なしで「資格確認書」をお届けします。

お医者さんにかかるときは、「資格確認書」を提示してください。

資格確認書を病院等の窓口で提示することで、これまでどおり一定の窓口負担で受診することができます。

資格確認書（みほん）

後期高齢者医療資格確認書	
有効期限	令和 9年 7月31日
交付年月日	令和 8年 8月 1日
被保険者番号	1 2 3 4 5 6 7 8
住所	うるま市石川石崎1-1
	氏名
生年月日	昭和23年 1月 1日
資格取得年月日	令和 5年 1月 1日
負担割合	1割
発効期日	令和 5年 1月 1日
限度区分	区II
発効期日	令和 6年10月 1日
長期入院該当日	
特定疾病区分	区分A
発効期日	令和 6年10月 1日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	3 9 4 7 2 1 3 9 沖縄県後期高齢者医療広域連合 公印

資格確認書等に関するお問い合わせ先

沖縄県後期高齢者医療広域連合 管理課 098-963-8012（平日：8時45分～17時30分）

マイナンバーカードに関するお問い合わせ先

マイナンバーカード総合フリーダイヤル 0120-95-0178（平日：9時30分～20時00分 土日祝：9時30分～17時30分）